2　規則別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（外国保険会社等）法第二百二条第二号に係る細目の項下欄五に規定する額は、単体告示第二条第一項第二号に規定する額とする。

第三　規則別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（免許特定法人）法第二百二十八条第一号に係る細目の項下欄七に規定する額は、次に掲げる額とする。

一　単体告示第一条第四項第一号に規定する額

二　単体告示第一条第四項第四号に規定する額

三　単体告示第一条第四項第五号に規定する負債性資本調達手段等のうち、同条第六項及び第八項から第十項までの規定により、規則第百九十条第一項第七号に掲げる額に算入することができる額

四　単体告示第一条第五項の規定により、規則第百九十条第一項第七号に掲げる額から控除される額

五　単体告示第一条の二の規定により、法第二百二十八条第一号に掲げる額から控除される額

2　規則別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（免許特定法人）法第二百二十八条第二号に係る細目の項下欄五に規定する額は、単体告示第二条第一項第二号に規定する額とする。

第四　規則別表（第五十九条の三第一項第三号ハ関係（保険会社連結）法第百三十条第一号に係る細目の項下欄八に規定する額は、次に掲げる額とする。

一　保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成二十三年三月金融庁告示第二十三号。以下「連結告示」という。）第二条第四項第一号に規定する額

二　連結告示第二条第四項第四号に規定する負債性資本調達手段等のうち、同条第六項及び第八項から第十項までの規定により、規則第八十六条の二第一項第八号に掲げる額に算入することができる額

三　連結告示第二条第五項の規定により、規則第八十六条の二第一項第八号に掲げる額から控除される額

四　連結告示第三条の規定により、法第百三十条第一号に掲げる額から控除される額

2　規則別表（第五十九条の三第一項第三号ハ関係（保険会社連結）法第百三十条第二号に係る細目の項下欄八に規定する額は、連結告示第四条第一項第三号に規定する巨大災害リスク相当額とする。

第五　規則別表（第二百十条十の二第一項第四号ハ関係（保険持株会社）法第二百七十一条の二十八の二第一号に係る細目の項下欄八に規定する額は、次に掲げる額とする。

一　連結告示第二条第四項第一号に規定する額

二　連結告示第二条第四項第四号に規定する負債性資本調達手段等のうち、同条第六項及び第八項から第十項までの規定により、規則第二百十条の十一の三第一項第八号に掲げる額に算入することができる額

三　連結告示第二条第五項の規定により、規則第二百十条の十一の三第一項第八号に掲げる額から控除される額

四　連結告示第三条の規定により、法第二百七十一条の二十八第一号に掲げる額から控除される額

2　規則別表（第二百十条十の二第一項第四号ハ関係（保険持株会社）法第二百七十一条の二十八の二第二号に係る細目の項下欄八に規定する額は、連結告示第四条第一項第三号に規定する巨大災害リスク相当額とする。

第六　規則別表（第二百十一条の三十七第一項第五号ロ関係（少額短期保険業者）法第二百七十二条の二十八において準用する法第百三十条第一号に係る細目の項下欄七に規定する額は、保険業法第二百七十二条の二十八において準用する同法第百三十条の規定に基づく保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を、保険業法施行規則第二百十一条の五十九及び第二百十一条の六十の規定に基づく少額短期保険業者の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法（平成十八年三月金融庁告示第十四号。次項において「少額短期業者告示」という。）第二条第三項の規定により、規則第二百十一条の五十九第一項第七号に掲げる額に算入することができる額とする。

2　規則別表（第二百十一条の三十七第一項第五号ロ関係（少額短期保険業者）法第二百七十二条の二十八において準用する法第百三十条第二号に係る細目の項下欄四に規定する額は、少額短期業者告示第三条第一項第二号に規定する巨大災害リスク相当額とする。

○金融庁告示第二十六号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、及び保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第八十五条第一項第十三号の二、第百六十六条第一項第六号の二、第百九十二条第一項第五号の二及び第二百十条の十四第二項第九号の規定に基づき、金融庁長官の定める算出方法を次のように定め、同法附則第一条第三号に掲げる規定（同法第三条の規定に限る。）の施行の日から適用する。

平成二十三年三月三十一日

金融庁長官　三國谷勝範

保険業法施行規則第八十五条第一項第十三号の二、第百六十六条第一項第六号の二、第百九十二条第一項第五号の二及び第二百十条の十四第二項第九号に規定する金融庁長官の定める算出方法は、保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成八年二月大蔵省告示第五十号）第二条第四項の代替的方式並びに保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成二十三年三月金融庁告示第二十三号）第四条第一項の内部モデル方式及び同条第五項の代替的方式とする。

○金融庁告示第二十七号

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第四十三条第一項ただし書の規定に基づき、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第四十三条第一項ただし書の規定に基づく金融庁長官が別に指定するものを定める件（平成十一年四月金融庁告示第十五号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十三年三月三十一日

金融庁長官　三國谷勝範

本文中「第十四条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

○金融庁告示第二十八号

銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第十七条の二第四項の規定に基づき、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年三月金融庁告示第三十五号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十三年三月三十一日

金融庁長官　三國谷勝範

第五条の表の銀行代理業者の欄中「株式会社ゆうちょ銀行」の次に「中央三井信託銀行株式会社」を加える。

○金融庁・財務省告示第一号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、及び保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府令第四十五号）の規定に基づき、保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項及び第三項の規定に基づく貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基準として計算した金額を定める件（平成十一年一月大蔵省告示第二号）の一部を次のように改正し、同法附則第一条第三号に掲げる規定（同法第三条の規定に限る。）の施行の日から適用する。

平成二十三年三月三十一日

金融庁長官　三國谷勝範
財務大臣　野田　佳彦

前文中「含む。）」の下に「並びに第七条第二項及び第三項」を加え、「計算した金額」を「計算した金額等」に改める。

本則中「同令第四条第五項及び第五条第四項において準用する場合を含む。）」を削り、「計算した金額」の下に「（保険会社に係るものに限る。）並びに同令第四条第五項及び第五条第四項において準用する同令第三条第二項及び第三項に規定する金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額」を加え、本則第三号及び第四号を次のように改める。

三　保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成八年二月大蔵省告示第五十号。以下「単体告示」という。）第一条第一項第三号に掲げる額

四　単体告示第一条第四項第二号に掲げる配当準備金未割当部分

本則第五号及び第六号を削り、本則第七号中「その他有価証券をいう」の下に「。次項第六号において同じ」を加え、同号を本則第五号とし、本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。